

静岡県公立大学法人

平成23年度 年度計画

大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとる措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果

ア 育成する人材

(ア) 静岡県立大学

a 学士課程

<全学的に取り組む教養教育>

- ・ 各学部の専門教育の基礎となる教養教育を実施するため、全学共通科目における学部推奨科目を決定し、必要に応じて新科目の開講の準備を進める。

<専門基礎教育・専門教育>

[薬学部]

- ・ 新規6年次カリキュラムを実施し、その検証を行い充実を図る。
- ・ 薬学共用試験の受験者全員の合格を目指し、引き続き総合的支援システムの充実を図る。
- ・ 6年制薬学教育の実務実習カリキュラムを実施し、その検証と整備を引き続き行う。
- ・ 創薬・育薬を担う研究者養成を目指した特色ある薬科学科カリキュラムを実施し、その検証を行い充実を図る。
- ・ 薬学教育自己評価に取り組み、シラバスの更なる整備及び学生による評価の活用などを図る。
- ・ 新薬剤師国家試験支援システムによる試験対策を実施し、その検証を行い充実を図る。

[食品栄養科学部]

- ・ 食品栄養科学部、食品生命科学科、栄養生命科学科それぞれの理念・目的・教育目標については、パンフレットやホームページで公開するほか、年度初めの学部ガイダンスやオープンキャンパス等を利用して、学生や受験生への周知を図る。
- ・ 食品生命科学科では、JABEE申請に必要な準備を更に進めるとともに、学生の興味に沿った専門科目の充実を図るため、カリキュラムの見直しを行う。
- ・ 栄養生命科学科では、臨地実習の内容と職業意識を高めるため、県内外の優れた総合病院での実習を継続する。また、職業意識を高め勉学意欲を促すため、カリキュラムを改定し、一部の専門科目をより低学年に移す。
- ・ 平成19年度からの管理栄養士国家試験に関する評価を踏まえ、学生に対する補講や模擬試験などの国家試験対策の充実と最新の情報提供を行う。模擬試験の成績の悪い者に対しては個別に指導を行う。

[国際関係学部]

- ・ 大学教育推進プログラムの平成22年度実施結果を踏まえ、フィールドワーク型初年次教育科目の単位化を検討する。また、各年次の履修登録単位数の上限を定め、併行して、各科目の開講年次の妥当性等を再検討する作業を進める。
- ・ TOEIC対策については、本学部生の弱点領域として判明した語彙・文法力・読解力を向上させるため、1年次授業から同領域の重点的な指導を行い、2年次には全員にTOEIC-IPの受験を継続して実施する。

[経営情報学部]

- ・ 平成24年度からの新カリキュラム体制における卒業研究指導及び基礎演習の受講体制について、最終的な検討を行う。

- ・ 平成 22 年度までに実施した公務員試験対策の評価を行い、改善策を立案する。
- ・ 平成 24 年度以降に実施する新カリキュラムについては、従来以上に公務員志望学生のニーズを反映したものとする。
- ・ 日商簿記検定 3 級の合格率を 70%とする。日商簿記検定 2 級の受験を勧め、取得率 10%を目指す。
- ・ 平成 22 年度の IT パスポート試験結果を踏まえ、平成 23 年度の試験の支援を実施する。また、学生に対して IT パスポート試験についての啓発を続ける。IT パスポート試験についてインセンティブを与えるため、合格者に対しての単位認定を実施する。

[看護学部]

- ・ 3 年目となる新カリキュラムの問題点を把握して、調整を図る。
- ・ 平成 23 年度の保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改訂に伴い、カリキュラムを作成する。
- ・ 国家試験の最新情報を学生に提供し、それらに対応した模擬試験・勉強会・学習指導等の支援を継続的に行う。

b 大学院課程

[薬学研究科]

- ・ 薬科学専攻博士前期課程での、幅広い分野で活躍できる人材の育成に対応したカリキュラム整備と検証を引き続き行う。
- ・ 平成 24 年度に新たに開設する薬科学専攻博士後期課程（3 年制）及び 4 年制博士課程の薬学専攻（仮称）の設置を文部科学省に申請し、入学者選抜を実施する。
- ・ 薬食生命科学総合学府（仮称）及び薬食生命科学専攻（仮称）（博士後期課程）の設置を文部科学省に申請し、入学者選抜を実施する。

[生活健康科学研究科]

- ・ 薬食生命科学総合学府（仮称）及び薬食生命科学専攻（仮称）（博士後期課程）の設置及び環境物質科学専攻の名称（環境科学専攻（仮称）へ）変更を文部科学省に申請し、入学者選抜を実施する。

[国際関係学研究科]

- ・ 基礎学力の向上を図りながら、専門性の高いテーマに主体的に取り組める能力の養成及び実践的な専門的能力の養成等を目的としたカリキュラムの総合的な整備と改善を、修士課程改革委員会において進める。

[経営情報イノベーション研究科]

- ・ 引き続き、大学院生同士あるいは大学院生と複数教員、外部と連携して行うプロジェクト型研究プログラムの一層の推進を図る。また、博士後期課程の設置に伴い、同課程と連携したプロジェクト型研究プログラムの充実の方策について検討する。

[看護学研究科]

- ・ 研究能力・実践能力を育成するための実習要項等を整備し、実習環境を整える。
- ・ 助産師養成課程を実施の上、評価し、問題点を調整する。
- ・ 助産師国家試験の合格率は 100%を目指す。

(1) 静岡県立大学短期大学部

- ・ 看護学科では、新カリキュラムの授業科目の時間数、科目数の見直し及び追加科目の検討を行う。
- ・ 歯科衛生学科では、学習効率を高めるため、3 年間の臨地実習の総括を行い、時期や方法について検討する。

- ・ 社会福祉学科では、新カリキュラムについて抽出された問題点の改善（案）を検討する。
- ・ 看護学科では、新卒者の国家試験合格に必要な学力の形成のために、補講や模擬試験を継続して行う。看護師国家試験問題 Web 法人サービスの利用促進を図る。
- ・ 歯科衛生学科では、模擬試験結果を分析して、学生にフィードバックすることに加え、臨地実習について振り返る内容の講義を充実させるなど、国家試験対策を実施する。

イ 卒業後の進路

- ・ キャリア教育科目の充実を図るとともに、キャリア形成に係るセミナーやインターンシップの実施、学生の主体的活動を支援するシンポジウムの開催などキャリア形成支援事業を継続して実施する。
- ・ 短期大学部においては、キャリア形成支援のための少人数制の面接講座を継続するとともに、小論文・作文対策講座の開催を検討する。
- ・ キャリア支援委員会を通してキャリア支援センターと各学部・研究科教員との連携を引き続き図るとともに、教職員を対象とした講習会を開催するなど、キャリア形成支援と就職支援の一体化の必要性に対する意識の一層の向上を図る。
- ・ 短期大学部においては、引き続きキャリア支援センター分所が、学生委員やチューター等と学生の進路に関する情報の共有を図り、更に細やかな支援体制を整える。

ウ 教育の成果の検証等

(ア) 教育の成果の検証

- ・ 引き続き、全学共通科目については全学的な観点から学生による授業評価を行い、学部専門科目については学部ごとの観点から授業評価を行う。授業評価の結果を教員にフィードバックし、教員は各自その分析を行い、授業を改善する。各学部・学科で国家試験・検定試験の結果を調査し、教育の効果を検証する。
- ・ 短期大学部においては、引き続き、学生による授業評価の結果を担当教員にフィードバックし、講義・演習等の見直しに役立てるとともに、各教員からの授業評価コメントの公開を検討する。
- ・ 各学部の特色・実情に応じ、卒業生や就職先等を対象に、教育の成果（評価）に係る意見を聞く機会を定期的に設ける。その結果を FD 委員会、教務委員会等と連携して教育活動に反映させる。
- ・ 短期大学部においては、卒業生や就職先等を対象に、教育の成果（評価）に係る意見を聞き、その結果を教育活動に反映させる。

(イ) 卒後教育の充実

a 静岡県立大学

- ・ 各学部の特色・実情に応じ、卒業生と大学、卒業生同士が情報交換を行えるよう同窓会、ホームカミングデイ等を定期的に開催するほか、ホームページの充実を図る。
- ・ 定期的に研修会を開催するなど、卒業生のニーズに応じたフォローアップ教育を行う。

b 静岡県立大学短期大学部

- ・ 引き続き、卒業生を対象とした研修会を実施するとともに、卒後教育の在り方の検討を進める。社会福祉学科では「幼稚園教員資格認定試験対策講座」の検討を進める。

(2) 教育の内容等

ア 入学者受入れ

- ・ 各学部において入学を期待する学生像等の検討を継続して行い、学生募集要項、ホ

ホームページの内容を見直す。また、オープンキャンパスや大学見学、高校訪問、進学相談会を通じて入試広報を行う。

- ・ 短期大学部においては、引き続きホームページの入試関連情報の充実を図るとともに、進学説明会に積極的に参加するなど、的確な広報に努める。
- ・ オープンキャンパス来場者にアンケートを実施して、オープンキャンパスの充実を図る。
- ・ 在学生による母校訪問を行うことによって、教員や生徒に学生生活等の情報を提供する。
- ・ 短期大学部においては、オープンキャンパスを充実させ、橘花祭及び県民の日に、入試説明会及び学校見学会を実施し、来校者と在校生の交流場面を設け、入試情報やキャンパスライフに関する情報提供を積極的に行う。また、在校生の母校訪問による、高校生等への学生生活に関する情報提供も引き続き実施する。
- ・ 学部ごと、入学した学生の能力・適性を把握・検証し、入学者選抜方法の改善を図る。
- ・ 短期大学部においては、卒業生の成績について入試選抜方法別に比較検討するとともに、平成 22 年度に看護学科推薦入試に追加した理科の内容等について検証する。
- ・ 県内公立高等学校の学校長等との懇談会を開催し、入学者選抜の在り方に関する情報交換を密にする。
- ・ 県内高校への訪問を計画的に実施する。
- ・ 県外高校との情報交換は、在学生による母校訪問を通じて情報交換を図る。
- ・ 入試問題の質の向上と過誤の防止のため、学力検査問題検討委員会作問部会及び点検部会（学内専門委員会及び学外専門委員会）を的確に運営する。また、入試問題に対する高校教員との意見交換を行う。
- ・ 短期大学部においては、入試問題に係る過誤の防止と問題の質の向上を目的とし、短期大学部外の委員を含めた組織による入試問題の分析、評価を検討する。

イ 教育課程

(7) 静岡県立大学

a 学士課程

- ・ 各学部の専門教育の基礎となる教養教育を実施するため、全学共通科目における学部推奨科目を決定し、必要に応じて新科目の開講の準備を進める。
- ・ 情報リテラシー教育については、平成 22 年度の実績を踏まえ、統一的な教育コンテンツの導入範囲の拡大を行う。
- ・ 英語教育については、平成 22 年度の検証結果を踏まえ、対話型コミュニケーションの活動を更に展開し、日本人特任教員の採用により文法・語彙学習の強化を図る授業の構築を目指す。

< 専門教育 >

[薬学部]

- ・ フィジカルアセスメントに対応した事前実務実習設備及び教育体制を検討する。
- ・ 教員配置型実務実習指導体制を検証し、より完成度の高い病院実習体制を構築する。
- ・ 薬局実務実習受入施設との連携体制の充実を図る。

[食品栄養科学部]

- ・ 食品生命科学科における JABEE（日本技術者教育認定機構）の認定を取得し、技術者教育の基盤を整備する。
- ・ 栄養生命科学科においては、平成 22 年度に集約した他大学の情報を基に、栄養教

論の免許取得を視野に入れた教員配置及びカリキュラムの編成が可能かについて検討を行う。また必要に応じて現状のカリキュラムについても見直しを実施する。

[国際関係学部]

- ・ 大学教育推進プログラムの平成 22 年度実施結果を踏まえ、フィールドワーク型初年次教育科目の単位化を検討する。また、各年次の履修登録単位数の上限を定め、併行して、各科目の開講年次の妥当性等を再検討する作業を進める。

[経営情報学部]

- ・ 平成 24 年度実施に向けた新カリキュラム案の作成において、行政、まちづくり、地域経済、地域医療等の諸問題を発見し解決する能力を育成することに資するよう、公共系の科目の精査、充実を図る。
- ・ 企業、公共団体、非営利団体、医療福祉団体等に関するフィールドワーク教育を通じ、広く社会に目を向けた実践的教育活動を実施する。

[看護学部]

- ・ 3 年目となる新カリキュラムの問題点を把握して、調整を図る。
 - ・ 平成 23 年度の保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改訂に伴い、カリキュラムを作成する。
- b 大学院課程
- ・ 単位互換制度・連携大学院については、現在の制度を継続して実施する。各研究科で必要に応じたインターンシップを実施する。

[薬学研究科]

- ・ 県立総合病院薬学教育研究センターでの臨床研究及び研究教育を進める。
- ・ 名古屋市立大学及び岐阜薬科大学との連携事業に基づき、薬剤師リカレント教育における教育連携を引き続き実行する。
- ・ 薬科学専攻博士前期課程において実施中の指導的立場の人材の育成を目指した教育・研究指導プログラムを引き続き推進する。

[生活健康科学研究科]

- ・ 食品栄養科学専攻においては、科学英語教育、臨床栄養実践指導者による管理栄養士特別インターンシップ、連携大学院制度、米国における臨床栄養エキスパート演習を行い、高度な専門知識や研究能力を有する管理栄養士を育成するための教育を継続する。
- ・ 環境物質科学専攻においては、平成 22 年度に実施した新カリキュラムを点検・評価し、改善するとともに、フィールドワーク演習についても平成 22 年度の結果を検証して更に充実を図る。また、インターンシップ先や連携大学院提携先の開拓に努める。

[国際関係学研究科]

- ・ 現職教員のための特別プログラム設置について検討を加える。また、ワークショップ等の開催を通じて現職教員の教育能力向上を支援する。
- ・ インターンシップを実施し、その結果を踏まえて、英語及び日本語教育インターンシップ・プログラムの更なる充実を図る。
- ・ 修士論文作成のための留学生向け日本語講習と文献検索特別講習について、問題点を改善しながら継続して実施する。
- ・ 研究科付属の三研究センターを中心として、共同研究、シンポジウム、ワークショップ、講演会等を随時実施する。
- ・ 研究センター主催の研究活動への学生の参加を促進する。

[経営情報イノベーション研究科]

- ・ 経営情報イノベーション研究科としての新たな教育理念の下で、公務員・非営利団体職員等の専門性を高めるためのリカレント教育について検討し、推進する。
- ・ 経営情報イノベーション研究科の教育と社会人学習講座との一層の連携を図り、高度専門職業人、研究者の育成を行う。

[看護学研究科]

- ・ 助産師養成課程開設 2 年目の完成年度であることを踏まえ、実施上の問題点を調整する。
- ・ 実務看護者の就学上の利便性を図るために、引き続き夜間、土曜日開講を実施する。
- ・ 県立静岡がんセンター及び県内の病院と保健医療機関での実習、研究に関する連携の強化に努める。
- ・ 専門看護師(CNS)コースを選択する学生の募集に努める。

(1) 静岡県立大学短期大学部

- ・ 看護学科では、引き続き新カリキュラムの問題点を整理する。
- ・ 歯科衛生学科では、3年間の臨地実習を総括し、改善する。
- ・ 社会福祉学科社会福祉専攻では、実習先の職員を対象にした、実習先との連携を深めるための実習懇談会を開催する。

ウ 教育方法

(ア) 静岡県立大学

a 学士課程

- ・ 引き続き、実験・実習、ゼミ、語学教育で少人数型授業を実施する。
- ・ シラバスに授業内容、授業の進め方、授業目標、成績評価の方法を明示し、ホームページ上で公表するとともに各部局、教務委員会で継続的に内容を点検する。
- ・ 各部局で学習アドバイザー制度がより有効に機能するよう点検する。
- ・ 引き続き、各部局とキャリア支援センターで教育目的と必要性に応じたインターンシップを実施する。学生の希望に応じてボランティアが行えるよう支援する。

b 大学院課程

- ・ 各専攻分野に適応した研究プログラムの追加・改訂を進め、より充実したフィールドワーク、インターンシップ等を継続して実施する。
- ・ 大学院における教育・研究を強化、充実させるため、全ての専門分野において複数指導体制を継続する。
- ・ 研究成果の発表や学会・研究会へ参加することの意義を大学院生により理解させ参加を促すとともに、経済的支援体制の構築に向け検討を継続する。
- ・ 各研究科で、特徴ある研究を実施し、その研究内容・成果の公表を積極的に進めるとともに、学生にとって有益な研究経験が得られるような国内外の研究機関などとの共同研究等への参加を促す。

(イ) 静岡県立大学短期大学部

- ・ 実習教育において高度な技術を身につけるために、実習受入先からも実習方法についての聞き取りを行い、実習科目の充実に努める。
- ・ 新たなゼミ形式授業、演習、ゼミ併用臨地実習等を実施するなど、少人数型授業・双方向型授業を推進する。
- ・ 平成 22 年度に教員に提供したシラバス記載用のモデル例について検証し、必要に応じて内容を見直す。
- ・ 学習アドバイザーの機能を併せ持つチューターと学生委員、教務委員、ゼミ担当等と連携し、学生の学習相談、学習指導を進める。

エ 成績評価

(7) 静岡県立大学

a 学士課程

- ・ 引き続き、授業の到達目標、成績評価方法をシラバスに明示し、ホームページで学内外に向けて公表する。
- ・ 平成 22 年度の検討結果に基づき、公正な評価方法の改善のため、以後の研修会の計画を検討・立案する。
- ・ 教務委員会内に設置した成績評価基準検討部会において、平成 22 年度に実施した全学共通科目の評価基準を検証するとともに、評価区分を適切に見直す。(69)
- ・ 学部卒業時に学部・学科ごとに成績優秀者を表彰する。大学 2 年修了時に学部の成績優秀者を表彰し、学習奨励金を支給する。

b 大学院課程

- ・ 全研究科でシラバスに記載された授業の到達目標、成績評価方法を公表し、実行する。またシラバスの内容向上に向けた修正を継続する。
- ・ 修士論文や博士論文の審査基準を明確にし、学生に周知するとともに、公表する。
- ・ 成績優秀者、学術研究活動等の客観的かつ適正な評価法に基づく優秀者に対する表彰制度を構築し、「学長賞」等の授与を行う。

(1) 静岡県立大学短期大学部

- ・ 授業の到達目標、成績評価方法等、シラバス記載方法を統一し、ホームページ等で公表する。
- ・ 教務委員会内に成績評価基準検討部会を設置し、成績評価 の検討を行えるように体制を整え、見直しを検討する。
- ・ 卒業時の成績優秀者に対する表彰を継続するとともに、後援会の支援を受け、1 年生修了時の成績優秀者を表彰し、学習奨励一時金を支給する。

(3) 教育の実施体制等

ア 教職員の配置

- ・ 引き続き、全学教務委員会・各部局で授業科目の見直し、教員の充足状態の確認を行う。
- ・ 短期大学部においては、引き続き、学科間等における教員の相互活用を図る。
- ・ 教員活動評価制度を踏まえて、教務委員会及び学生委員会が中心となり、学部間及び短期大学部との教育協力を継続し、学内教員の相互交流を推進する。
- ・ 引き続き、県や国及び先進的な研究機関・民間企業等からの講師の招聘に努める。

イ 教育環境の整備

- ・ これまでに整備点検を終えた講義室以外の学生実験室・実習室等の空調設備、視聴覚機器等の設備の整備及び点検を計画的に行う。
- ・ 谷田キャンパスと小鹿キャンパスの両図書館は、他大学の図書館情報管理システムにおける特色のある機能等について情報の収集・整理を行い、次回の図書館情報管理システムの更新に備える。
- ・ 全学共用実習室及び各学部実習室のパソコン等の配備計画に基づき、パソコン等の追加・更新を実施する。
- ・ ネットワークの使用状況について継続的に調査し、必要に応じて、ネットワーク機器の更新を行う。

ウ 教育活動の評価及び改善

(7) 教育活動の評価

- ・ 自己点検・評価項目のより適切な内容を検討するとともに、部局ごとに実施している教員相互評価について、全学制度として定着させるよう検討する。
- ・ 引き続き、教育研究審議会において、外部有識者の評価・助言を受けるとともに、学生授業評価の結果を教育の質の改善につなげる評価・改善システムの検討を進める。
- ・ 各学部の特色・実情に応じ、同窓会、ホームカミングデイ等を定期的に関催するほか、ホームページの充実を図り、卒業生等から学部・大学院教育に対する意見・要望等を聞く機会を設ける。
- ・ 短期大学部においては、引き続き、卒業生による就職ガイダンスを実施し、卒業生とのコミュニケーションの場を確保するとともに、同窓会を活用した情報ネットワーク作りを進める。

(1) 教育力の向上

- ・ フィールドワーク型授業の有用性や効果を検証し、改善支援等を行うとともに FD 活動への活用を検討する。
- ・ 引き続き、全学及び学部・研究科の FD 委員会を開催するとともに FD 講習会の開催など FD 活動を更に進める。
- ・ 全学制度として教員相互の公開授業の定着化について検討するとともに、優良モデル授業参観等による授業改善への取組を進める。

(4) 学生への支援

ア 学習支援

- ・ 多様な学習形態に対応できる備品や端末類を設置し、学生が互いに学習意欲を高められるような図書館の環境整備に努める。
- ・ 平成 22 年度の利用状況を踏まえ、引き続き図書館の開館時間の延長の試行を行う。
- ・ 学生による施設の効率的な予約利用等、学務情報システムを活用した自主的学習を支援する。
- ・ 障がいのある学生の相談窓口を明確にし、定期的に学生の意見を聞き、学習上必要な改善を行う。
- ・ 平成 22 年度に実施したカンパセーションパートナー制度・履修説明会・各種交流会・意見交換会等を継続するとともに、行政や他大学との連携強化を図る。
- ・ 高等学校での選択科目の未履修に伴う学力不足を補うため、学部ごと、必要に応じて補充学習を実施する。

イ 生活支援

- ・ 健康診断の事後フォローを充実させる。
- ・ 学生に対する健康についての啓発活動を活発化させる。
- ・ メンタルヘルスカウンセリングの充実を図る。カウンセラーと学部・研究科教員との懇談会を開催し、学生の心理についての相互理解を深める。
- ・ 引き続き、各種の財団及び企業等からの奨学金の確保に努める。
- ・ 学生への個別指導体制については、各学部で現行制度の運用を継続するとともに、必要に応じてより効果的な指導体制の検討と充実を図る。
- ・ 短期大学部においては、引き続き、チューターと学生委員との役割分担を明確化し、学生への個別指導の充実を図る。

ウ 就職支援

- ・ キャリア支援センターが、就職情報の収集と提供、各種の就職ガイダンスの実施やキャリアアドバイザーによる相談、資格取得支援など、就職に関するサービスの一元的な提供を継続して実施する。

- ・ 短期大学部においては、キャリア支援センター分所における相談・支援システムを充実させるための方策を検討する。
- ・ キャリアアドバイザーによる相談及び資格取得支援の充実を図る。
- ・ 学生の進路希望や就職・進学等の状況の的確な把握に基づいた進路選択の支援を継続する。
- ・ 卒業生が就職している企業を訪問する見学会、卒業生との面談会、卒業生による講演会等を引き続き実施し、企業情報等を入手する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 目指すべき研究の方向と水準

ア 社会の発展に貢献する研究の推進

(ア) 静岡県立大学

《重点目標として取り組む領域》

[全学的に取り組む領域]

- ・ グローバルCOEプログラムの教育研究を推進するとともに、これまでの健康長寿科学研究拠点形成の成果をとりまとめた報告書を作成する。

[薬学部、薬学研究科]

- ・ 生活習慣病、がんなど国民的関心の高い疾病の病因、治療、予防に関する研究を継続して推進する。
- ・ 生体内機能分子を標的とした創薬・育薬に関する研究を継続して推進する。

[食品栄養科学部、生活健康科学研究科（食品栄養科学専攻）]

- ・ 食品の安全及び機能に関する研究を更に推進し、研究結果を農林水産業における応用に結びつける。
- ・ 食と健康に関する問題を疫学あるいは公衆栄養学的な立場から解明する。

[国際関係学部、国際関係学研究科]

- ・ 現代韓国朝鮮研究センター及び広域ヨーロッパ研究センターそれぞれにおいて、共同研究、シンポジウム、ワークショップ、講演会等を随時実施し、活動を拡大しながら、研究の活性化を図る。
- ・ 県及びシンクタンク、他の研究機関と連携しつつ、多文化共生を視野に入れた言語・文化の調査研究を継続して実施するとともに、グローバル・スタディーズの調査研究を推進する。

[経営情報学部、経営情報イノベーション研究科]

- ・ 引き続き、静岡県とアジアの産業集積の比較研究を行い、静岡県の「ものづくり」とアジアとの競合、分業関係を研究する。また、楽器産業のイノベーション研究を引き続き行い、地域イノベーション研究を深めるとともに、以上から得られた結果を、政策提言の形でまとめる。
- ・ フィジカルアセスメント学習支援システムについての成果をとりまとめ、研究成果をより広範な分野に適用可能にさせる方策について検討を行う。
- ・ 県内の地域包括支援センターに対し、保険者である市町の事業の取組の状況に関する調査を行い、地域包括支援センターにおける地域連携の仕組みづくり、センター職員支援、介護支援専門員支援、介護サービス事業者支援、サービスの苦情・相談体制等の自治体の関わりを把握する。
- ・ 「健康長寿社会」を目指す公共政策分野におけるイノベーション概念の応用に関する研究を行う。

- ・ 経営情報イノベーション研究科博士課程を研究の拠点として、教員の研究分野が多様であることを活かし、広い視点からイノベーションの社会的展開と意義に関する研究を行う。

[看護学部、看護学研究科]

- ・ 看護関連セミナー等を通して、学生と地域住民が意見交換する場を設ける。

[環境科学研究所、生活健康科学研究科（環境物質科学専攻）]

- ・ 地域環境の諸問題の解決を目指した研究を継続する。また、県域をフィールドとする共同研究を活発化させるため、静岡三大学生命・環境コンソーシアム推進協議会を母体にして各種連携活動を推進する。
- ・ 静岡県環境衛生科学研究所等の公的機関や民間企業等との連携を図りながら、持続可能な社会の実現を目指した研究を継続するとともに、学内におけるエコキャンペーンを推進する。

(1) 静岡県立大学短期大学部

《重点目標として取り組む領域》

- ・ 社会的弱者の健康・保健・福祉における支援に関する研究を継続して推進する。
- ・ 震災時の看護・歯科保健・福祉に関連する研究を継続して推進する。

イ 広範な研究の推進

- ・ 国内外の研究機関と連携協力し、共同のセミナー等を開催する。
- ・ 科学研究費補助金の採択件数の増加のため、部局ごとの採択実績を公表するほか併せて研修会を実施する。

(2) 研究実施体制等の整備

ア 研究者の配置

- ・ 必要に応じて研究実態に即した研究者の柔軟な配置を行う。
- ・ 客員教授の積極的な活用による企業等との共同研究を推進する。
- ・ ティーチング・アシスタント制度、リサーチ・アシスタント制度、ポスドク制度を引き続き実施し、若手研究者の研究の活性化を推進する。

イ 研究環境の整備

- ・ 本学教員の知的生産物を保存・蓄積し有効活用を図るため、機関リポジトリの試行に向け、指針等の作成の検討を行う。
- ・ 教育研究機器整備計画に基づく優先順位に従い、共同利用機器の更新を進める。
- ・ 外部資金の間接経費の趣旨を踏まえ、研究環境の改善、整備に資するよう効率的執行を図るとともに、全体予算の中で共同利用機器の整備・運営費への充当システムの構築について検討を継続する。

ウ 知的財産の創出・活用等

- ・ 産学官連携推進本部において知的財産の戦略的な創出・活用を展開するとともに、フーズ・サイエンスヒルズプロジェクトの中核研究機関として地域産業と連携して研究開発を行う。
- ・ 知的財産の出願・管理体制を引き続き充実させるとともに、県内大学、自治体等で構成する広域的な産学官連携支援組織である東海イノベーションネットワークや静岡技術移転合同会社を活用して、地域産業界に円滑に技術移転できる体制を強化する。

エ 研究活動の評価及び改善

- ・ 研究活動の自己評価の実施及び評価項目の見直しを行うとともに、外部有識者の評価・助言を研究活動に反映する。

- ・ 引き続き、評価結果が研究者にインセンティブを与えるような活用制度（表彰・顕彰等）を検討する。
- ・ 研究費の配分について、重点研究分野、若手研究者育成等を考慮しての配分と、早期配分に努める。
- ・ 独創的かつ先進的な研究に対し外部評価制度の活用と、部局・分野横断的プロジェクトへの重点配分を行う。
- ・ US フォーラムや地域結集型研究開発プログラムの研究成果発表会等を開催し、学外の評価を受ける。
- ・ 研究成果を紹介する冊子を作成し配付するほか、ホームページにより最新の研究成果を積極的に公開する。

3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 地域社会との連携

ア 推進体制の整備

- ・ 地域貢献のための全学的組織体制構築に向けて、効果的かつ効率的に推進する組織体制を検討する。

イ 教育を通じた地域貢献

- ・ 健康長寿社会の形成に積極的に貢献していくために、地域との連携を推進する新たな拠点として、健康長寿地域連携センター（仮称）の設置を検討する。
- ・ 病院・地域薬局と連携し、薬剤師を対象とした薬物療法研修会を継続して開催する。
- ・ 管理栄養士に対する卒後教育として、本学卒業生を含む在宅管理栄養士を対象として行っている臨床講義と症例検討会を体系化し充実を図る。また、地域の栄養士会に講師を派遣し体系的な教育を行う。
- ・ 卒業生を中心に現役看護師に対して、看護技術に関するセミナー等を実施する。
- ・ 県立静岡がんセンターの認定看護師コースの教育に協力する。
- ・ 短期大学部においては、次のとおり実施する。
- ・ 歯科衛生士会等の地域組織等と連携して、卒後教育セミナーや研修会、講習会等を開催すべく、協議を行う。
- ・ 社会福祉学科では、引き続き卒業生を対象に社会福祉国家試験に向けた対策講座を実施する。また、介護福祉士国家資格取得を目指す介護実務者に対して、「介護技術講習会」を実施する。
- ・ 引き続き、HPS（ホスピタル・プレイ・スペシャリスト）養成講座を実施し、HPSの必要性、重要性、専門性の普及理解に努める。
- ・ 引き続き、社会人等の生涯教育・リカレント教育の拡充を図るとともに、他機関での社会人等の教育について協力する。

ウ 知的資源の県民への還元

- ・ 県立美術館、県立中央図書館、県埋蔵文化財センター、県舞台芸術センター、グランシップとの協働による文化発信活動「ムセイオン静岡」を実施する。
- ・ 静岡県等と連携して、環境意識啓発及び環境教育を目的として、環境科学講座等を開催するほか、地域の小中学生等を対象とした研究体験教室等を実施する。
- ・ 医師会と連携して、地域の医療課題に迅速かつ適切に対応し、地域社会の発展と人材育成に寄与するための勉強会等を実施する。
- ・ 公開講座については、年間延べ 16 回以上開催し、延べ人数で 700 人以上の参加を目指すとともに、講演会、シンポジウムを積極的に開催する。

エ 大学の防災拠点としての役割

- ・ 教職員及び学生の防災意識の高揚を図るため、地震防災講演会（静岡県防災士養成講座）を県と共催する。
- ・ 県や県立大、防災関係機関などで構成する「しずおか防災コンソーシアム」主催の土曜セミナーを開催する。
- ・ 関係機関と連携を図り防災関係資料の充実確保に努めるとともに、引き続き資料の紹介や有効活用を図る。
- ・ 大学施設の静岡市地域防災計画上の位置付けや自主防災組織による避難所運営のあり方等について、静岡市と情報交換や協議を行った上で具体的役割を決定し、実践的な訓練等を行う。
- ・ 引き続き、看護学部の教員・学生が地域の防災訓練に参加し、地域住民に対して講習を実施するなどの支援を行う。
- ・ 必要な救援物資について、計画的に購入し、備蓄に努める。
- ・ 災害発生時に有効な大学各部局の知的・人的資源を活かし、実施可能な支援業務等について検討を行う。

オ 初等・中等教育の支援

- ・ 出前講座、オープンキャンパス及び県民の日の行事を引き続き実施するとともに、大学祭・夏休み等を利用して研究室の開放や科学教室を開催する。また、アンケート等を実施し、内容について検証、改善するとともに、地域の児童及び生徒に対する企画の充実を図る。
- ・ 教育委員会からの依頼に応じて、講師を派遣し、初等・中等教育に携わっている教員を対象とした研修に協力する。静岡大学が主催する教員免許更新講習に講座を提供する。言語コミュニケーション研究センターでは高校英語教員を対象とした研修会を実施する。

カ 施設の開放

- ・ 地域住民を対象とした健康講座、健康度測定、健康相談会等を実施するとともに、地方自治体や公的団体等が計画する健康関連事業に対し、講師を派遣する。
- ・ 芝生園地を一般県民に開放するとともに、講義室等は公的団体が主催する試験及び講習会等の会場として開放する。また、授業との調整を図りながら、学術に資する目的等での施設、設備の開放に努める。
- ・ 学外者に対して、引き続き図書館施設の利用や資料の貸出等、積極的開放に努める。
- ・ 県内公共図書館、関係機関へ図書館広報誌を配布するなどにより、施設の利用促進を図る。

(2) 産学官の連携

- ・ 新技術説明会等の開催により、地域産業界への技術移転を図る。
- ・ 静岡県の特産物であるお茶、米に関する研究から創出された知的財産の技術移転を積極的に行う。
- ・ 産学官連携の拠点として、産学・地域連携センター（仮称）の設置を検討する。
- ・ 研究成果発表会を県内外で開催し企業ニーズと研究シーズの交流の場を積極的に設定する。
- ・ 展示会への出展、大学ホームページ、研究分野紹介集により研究内容を紹介し、共同受託研究に結びつける。
- ・ 70件以上の共同研究、受託研究を獲得するため、学内教員への意識啓発、企業へのPRを推進する。

- (3) 県との連携
 - ・ 教員の専門性に応じて県の各種審議会・委員会への積極的な参加を促す。
 - ・ フーズ・サイエンスヒルズプロジェクトの中核事業である地域結集型研究開発プログラム等の県プロジェクトに積極的に参画する。
- (4) 地域の大学との連携
 - ・ 他大学との連携講義や単位互換制度を引き続き実施する。県内他大学との連携強化に努める。
 - ・ 大学ネットワーク静岡等が主催する科学交流フォーラムなどの事業に参加し、県内他大学との学术交流・連携を進める。
- (5) 県内の高等学校との連携
 - ・ 県内公立高等学校の学校長等との懇談会を開き、高大連携等について情報交換を行う。
 - ・ 県内高校を訪問し、教員・高校生に対して、本学の入学者選抜に関する情報を提供するとともに、本学への要望・ニーズ等に関する聞き取り調査を行う。
 - ・ 公開授業・高校生の授業参加・出前講義を継続して実施する。

4 国際交流に関する目標を達成するための措置

- (1) 海外の大学等との交流
 - ・ 海外協定校を中心に、研究・教育上の必要性を考慮した交流を拡充、推進する。
 - ・ 海外からの客員教授及び研究者の招聘に努めるとともに、交換教授制度の充実について検討する。
 - ・ 引き続き、海外からの研究者や学生の受入体制の整備、施設の確保を進める。
 - ・ 国際協力機構等が行っている途上国への技術協力や研修員受け入れ等に協力する。
- (2) 日本人学生の海外派遣及び留学生の受入れ
 - ・ 学生の長期派遣留学及び受入の拡大に向け、協定校等との協議を進める。
 - ・ 交換留学先の拡充に努めるとともに、留学に関する相談窓口及び情報の充実を図る。
 - ・ 平成 21 年度から開設している日本語講座の検証を行い、より充実した日本語教育の推進を図る。
 - ・ 海外協定校との大学院における共同研究指導体制を確立するため、学生の受入れ・派遣を推進する。
- (3) 地域に密着した国際交流の推進
 - ・ 外国の研究機関と県内地場産業に関わる研究協力を進める。
 - ・ 地域の学術文化研究機関等と連携して国際会議等の企画、開催に努める。

法人の経営に関する目標を達成するためにとる措置

1 業務運営の改善及び効率化

- (1) 運営体制の改善
 - ア 全学的な運営体制の構築
 - ・ 役員会を定期及び随時に開催し、機動的な法人運営を図る。
 - ・ 経営審議会及び教育研究審議会においては、役員会や大学内の各機関との役割分担や連携を図りながら定期及び随時に開催し、効率的・効果的な組織運営を行う。
 - イ 効果的・戦略的な組織運営
 - ・ 学部長と副学部長との連携により、リーダーシップを発揮した部局運営を行う。

- ・ 大学運営会議を定期及び随時に開催し、部局間の連携強化と機動的な大学運営を図る。
- ウ 教員・事務職員の連携強化
- ・ 大学運営会議や各委員会などにおいて、教員と事務職員の積極的な意見・情報交換を促し、連携を強化する。
- エ 学外意見の反映
- ・ 外部有識者、専門家から、引き続き大学運営に関する意見を聞く。
 - ・ 一般県民からの意見・要望に適切に対処するための方策を検討する。
- オ 内部監査機能の充実
- ・ 監査の項目、実施方法等の検討を継続し、より効果的な監査を行うための課題の分析、見直しを行う。
 - ・ 外部の専門機関の実施する研修会への参加や先進大学の調査等により、監査業務に従事する職員の専門知識及び技術の向上を図る。
- (2) 教育研究組織の見直し
- ・ 平成 24 年度に新たに開設する薬科学専攻博士後期課程（3 年制）及び 4 年制博士課程の薬学専攻（仮称）の設置を文部科学省に申請し、運営体制の整備を図る。
 - ・ 薬食生命科学総合学府及び薬食生命科学専攻（仮称）博士後期課程の設置及び環境物質科学専攻の名称（環境科学専攻（仮称）へ）変更を申請し、運営体制の整備を図る。
 - ・ 国際関係学研究科博士後期課程設置について検討を継続する。
 - ・ 経営情報イノベーション研究科においては、博士課程の設置に伴う問題を洗い出し、改善する。
 - ・ 医療経営研究センターの活動を開始し、初年度に発生した問題点の洗い出しを行いつつ、長期的展望について検討する。
 - ・ 看護学研究科博士後期課程の設置を検討する。
 - ・ 特定看護師（仮称）等の高度実践看護師養成課程の検討準備を行う。
 - ・ 食品栄養科学分野における学生や社会の要請に適切に対応するため、将来の教育研究組織を再検討する。
 - ・ 引き続き、公共経営ワークショップと国際経営ワークショップを三大学（静岡県立大学、静岡大学、静岡産業大学）が連携して行う。また、三大学連携事業のプロジェクト委員会を引き続き開催し、連携活動の検討、実施を行う。
 - ・ 看護学部を拡充し、短期大学部看護学科を 4 年制へ移行するための準備作業を進めるとともに、県立大学として特色ある先進的な看護教育を展開していくための将来計画を検討する。
 - ・ 短期大学部においては、歯科衛生学科と社会福祉学科について教育行政の動向及び受験生ニーズ等の把握に努め、引き続き教育や組織のあり方について検討する。
 - ・ 教育研究組織の見直しについて経営審議会及び教育研究審議会で審議するとともに、見直しの進捗状況に応じて必要な各種ニーズ調査等を行う。
- (3) 人事の適正化
- ア 戦略的・効果的な人的資源の活用
- (ア) 教職員にインセンティブ(動機付け)が働く仕組みの確立
- ・ 県における職員の評価制度の実施状況を調査し、法人の事務職員に対する評価制度等の導入について引き続き検討する。
 - ・ 教員活動評価制度を本格実施するとともに、評価結果の活用について検討する。

(1) 全学的視点での任用

- ・ 原則として、教員の採用は公募により行う。
- ・ 経営審議会及び教育研究審議会が指名する委員による教員人事委員会により、公正性、透明性、客観性が確保される任用を行う。

イ 弾力的な人事制度の構築

- ・ 助教の任期制（任期付き採用）の全学への導入を推進する。
- ・ 教職員が大学や社会に貢献できるよう兼業制度の適切な運用を行う。
- ・ 教員の勤務実態と法制度を勘案し、必要に応じて勤務形態を見直す。
- ・ 教員評価制度に関連したサバティカルイヤー制度の検討を行う。

(4) 事務の生産性の向上

ア 事務処理の効率化

- ・ 参加した研修の効果や大学運営に必要な最新の知識の習得機会の提供といった観点から、SD 研修年度計画を検証し、必要に応じて改善を図る。
- ・ 事務処理方法の見直しなどを行い、外部委託や人材派遣等アウトソーシングを活用して効率的な事務処理を行う。
- ・ 図書館業務の効率化を図り利用者サービスの向上に努める。

イ 事務組織の見直し

- ・ 事務の標準化、集中化等により効率的な事務体制を整備するとともに、継続的な見直しを実施する。

2 財務内容の改善

(1) 自己収入の確保

ア 授業料等学生納付金

- ・ 他の国公立大学、短期大学の状況を勘案し、平成 22 年度と同じ金額に設定する。

イ 外部研究資金その他の自己収入の増加

- ・ 外部資金の獲得に向けて各種の研究助成金制度について、説明会の開催やメール等により、教員に情報提供する。
- ・ 企業等学外向け成果発表会を実施し受託共同研究の獲得を促進する。
- ・ 短期大学部においては、教員に取組状況等のデータを公表し、更なる取組を促す。
- ・ 教職員に対し、各種研究助成金に関する情報を正確に伝達するとともに、科学研究費補助金の申請説明会への参加を促すなど、外部資金獲得に向けた意識啓発を図る。
- ・ 部局別の外部資金の獲得状況を公開するとともに平成 23 年度における部局別の件数、金額の目標を設定する。
- ・ 地域社会のニーズに応じた研修会や公開講座、リカレント教育プログラムを計画、実施し、適切な事業収入の確保に努める。
- ・ 短期大学部においては、HPS 養成講座を、継続して社会人専門講座として実施し、受講料の徴収を行う。

(2) 予算の効率的な執行

- ・ 既存事業の見直しや再構築、重点化に加え、事務の効率化を図り、教育・研究活動の維持向上に繋がる事業に対して、財務状況を見ながら計画的、戦略的に予算配分を行う。
- ・ 事務の効率化等を考慮し、複数年契約の対象業務の拡大を図る。
- ・ ESCO 事業について、データの検証をしつつ、更なる経費節減に努める。

- ・ 光熱水費の使用状況について年度別のデータを整理し、増加した場合は、原因を解明するなど、更なるコスト意識の高揚を図る。

(3) 資産の運用管理の改善

- ・ 資金運用方針に基づき、法人の余裕資金を安全・確実かつ効率的に運用する。
- ・ 学務情報システムにより、利用状況のデータを分析し、施設の有効活用に努める。
- ・ 研究機器等の共同利用システムに基づいて研究機器等の共同利用を推進する。

自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実

- ・ 県立大学の基本理念と長期的目標を実現するため、中期・年度計画推進委員会等において、恒常的な点検評価及び改善等の計画策定を行う。
- ・ 自己点検・評価における要改善点及び認証評価による勧告・助言事項について改善策を検討する。

2 情報公開・広報等の充実

(1) 情報公開の推進

- ・ 条例に基づく実施機関として、積極的な情報公開を行う。
- ・ 教職員を対象に情報公開に関する研修会を実施する。

(2) 広報の充実

- ・ 県立大学及び短期大学部の教職員及び学生の情報を集約し積極的な情報発信に努める。
- ・ 各学部・研究科による受験実績及びオープンキャンパス結果の分析等を踏まえ、広報対象（受験生像、広報地域等）について検討する。
- ・ 県民や受験生、入学者等を対象とするアンケート結果等をもとに、有効な広報の方法等の調査及び分析を行う。
- ・ 大学案内の概要パンフレットの見直しを行う。また、公式サイトにおいて、動画や図を活用し、よりわかりやすく情報発信をする。

(3) 個人情報の保護

- ・ 条例に基づく実施機関として、個人情報保護の業務を行う。
- ・ 教職員を対象に個人情報の保護に関する研修会を実施する。

その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとる措置

1 施設設備の整備・活用等

- ・ 中長期修繕計画に基づき、緊急性の高いものから継続して、整備、修繕する。
- ・ 引き続き、施設・設備の利用実態の把握に努め、有効利用について検討する。
- ・ 多様な利用ニーズに対応した滞在型図書館の整備を検討する。
- ・ 施設・設備のユニバーサルデザイン化を一層推進する。

2 安全管理

(1) 安全管理体制の確保

- ・ 学生・教職員の健康保持等のため、健康診断を実施する。
- ・ 教職員及び学生の安全確保のため、引き続き局所排気装置等の整備を進める。
- ・ 平成 22 年度に作成した安全衛生マニュアルに基づき安全・衛生の適正な管理に努める。

- ・ 教職員の「安全」又は「衛生」をテーマに講習会を開催する。
- ・ 薬品管理システムのバージョンアップを必要に応じ実施する
- ・ 毒劇物その他の危険性を伴う薬品の管理責任者による一元管理の徹底を図るとともに、関連する諸規程の整備状況を把握し、教育研究活動によって生じる廃棄物の適切な処理を図る。
- ・ 地域、近隣大学、下宿・アパート業者、自治体との情報交換を継続的に実施して学生が安心して生活を送ることができるような環境づくりに努める。

(2) 防災体制の確立

- ・ 消防計画に基づき、自衛消防組織の充実や実効性のある防災訓練の実施など、学内の防災体制の整備を図る。
- ・ 県民を対象に、地震防災講演会（静岡県防災士養成講座）の共催や「しずおか防災コンソーシアム」主催の土曜セミナーを開催する。
- ・ 消防計画に基づいた自衛消防組織の充実や実効性のある防災訓練の実施にあたり、所轄消防署との連携を図る。

3 人権の尊重

- ・ ハラスメントに対するマニュアルを作成するとともに学生や教職員に対する研修を実施し対策の充実を図る。
- ・ ジェンダーやマイノリティに関する全学共通科目を引き続き開講するとともに、現代社会的課題を踏まえたテーマ設定による講演会を開催し広く学生に啓発する。
- ・ 学生に対して学生便覧・ホームページ・年度当初のガイダンス・健康支援センター広報誌により相談制度を周知する。保護者に対しても文書を配付して相談制度を周知する。
- ・ 各種ハラスメント資料や人権尊重資料の充実及び広報に努める。

その他の記載事項

1 予算（人件費の見積りを含む。） 収支計画及び資金計画
別紙参照

2 短期借入金の限度額

（１）限度額 １３億円

（２）想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故等の発生等により緊急に必要となる対策費として
借り入れすることも想定される。

3 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

4 剰余金の使途

知事から経営努力の認定を受けた剰余金は、教育・研究の質の向上及び組織運営の改善
に充てる。

5 県の規則で定める業務運営計画

（１）施設及び設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
大規模施設改修	80	施設整備費等補助金
大型備品更新	50	

（２）人事に関する計画

- ・ 教員については、全学機関である教員人事委員会の選考を通じて公平性・透明性を確保のうえ、広く優秀な人材を採用する。事務局職員については、大学事務の専門性に配慮して法人固有職員を採用する。
- ・ 教員及び事務職員のファカルティ・ディベロップメント及びスタッフ・ディベロップメントを実施する。
- ・ 新たな教育研究活動の展開に係るものを別にして、期首の定数を上限に、教員及び事務職員の定数を適正管理する。

(別紙)

予 算

平成23年度予算

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	4,872
施設整備費補助金	130
自己収入	1,991
授業料収入及び入学金検定料収入	1,919
雑収入	72
受託研究等収入及び寄附金収入等	639
長期借入金収入	0
目的積立金取崩収入	58
計	7,690
支出	
業務費	6,921
教育研究経費	5,325
一般管理費	1,596
施設整備費	130
受託研究等経費及び寄附金事業費等	639
長期借入金償還金	0
計	7,690

収支計画

平成23年度収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	7,605
経常費用	7,605
業務費	6,585
教育研究経費	1,489
受託研究等経費	528
人件費	4,568
一般管理費	767
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	253
臨時損失	0
収入の部	7,605
経常利益	7,605
運営費交付金	4,872
授業料収益	1,554
入学金収益	193
検定料等収益	67
受託研究等収益	528
寄附金収益	66
財務収益	1
雑益	71
資産見返運営費交付金等戻入	105
資産見返物品受贈額戻入	103
資産見返寄附金戻入	45
臨時利益	0
固定資産売却益	0
純利益	0
総利益	0

資金計画

平成23年度資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	8,254
業務活動による支出	7,410
投資活動による支出	280
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	564
資金収入	8,254
業務活動による収入	7,389
運営費交付金による収入	4,760
授業料及び入学金検定料による収入	1,919
受託研究等収入	528
寄附金収入	111
その他の収入	71
投資活動による収入	131
施設費による収入	130
その他の収入	1
財務活動による収入	0
前年度からの繰越金	734